

- ・電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)の申請をお忘れなく… 2面
- ・身のまわりの防災対策を見直しましょう… 2面
- ・交通安全のつどい・交通安全パレード… 5面
- ・ひとりで悩んでいませんか?… 7面

発行/東久留米市 編集/企画経営室秘書広報課
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 ☎042・470・7777(代)

東久留米市ホームページ
https://www.city.higashikurume.lg.jp/



東久留米市

検索

誰もが健康で
活力に満ちた
地域に

スポーツ健康 ウィーク 東久留米2023

生涯学習課スポーツ振興係 ☎042・470・7784

関連イベント

各図書館での展示

スポーツ・健康をテーマとした資料の展示を行います。

日10月1日(日)~31日(火)
場市内各図書館

パネル展示

「食を通じた健康づくり」をテーマに、食とのふれあい、地場産農作物に対する安心意識を高めるため、「農さんぼマップ」と旬の野菜レシピを展示。その他、食育に関する展示を行います。

日10月1日(日)~9日(月・祝)
場生涯学習センター
生涯学習センター ☎042・473・7811

リーフレット配布

公立保育園のこどもたちが食べているメニューの中から、地場産の野菜を使用したものや、減塩メニューなどを紹介します。

配布開始日10月1日(日)から(無くなり次第終了) 配布場所子育て支援課(市役所2階) 他公立保育園児の保護者にも配布します 生涯学習センター ☎042・470・7745

10月1日(日)から「スポーツ健康ウィーク東久留米2023」を開催します。スポーツや健康づくりに関するイベントを取りまとめお知らせし、市民の皆さんのイベント参加を推進することで、健康で活力に満ちた地域の実現を目指します。

子どもから高齢の方、障がいをお持ちの方など、さまざまな方が楽しめるイベントを用意していますので、たくさんの方の参加をお待ちしています。

対象イベントの一例をご紹介します!

写真は前回開催の様子です。詳細は、市HPまたは今号9面「スポーツ健康ウィーク東久留米2023対象イベント」をご覧ください。



市HP

ラジオ体操講習会



今年はNHKテレビ・ラジオ体操指導者の鈴木大輔氏と、アシスタントの織田一明氏をお迎えします。

わくわくすこやか体操



リハビリ専門職の先生が考えた東久留米のご当地体操「わくわくすこやか体操」を体験します。

東久留米 てくてくさんぽ



のんびり地域を散策し、自分の健康と地域の良さを再発見します。

新型コロナウイルス ワクチン関連情報

生涯学習課新型コロナウイルスワクチンコールセンター(市コールセンター)
☎042・420・7177(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時受付)
FAX042・477・0033(聴覚に障害がある方などの相談)
※詳細は市HPをご覧ください。



市HP

令和5年秋開始接種について

令和5年秋開始接種が9月20日(水)から始まります。秋開始接種では、オミクロン株XBB.1.5対応1価ワクチンを使用します。これに伴い、令和5年春開始接種は9月19日(火)で終了します。春開始接種での接種を希望する方は、早めの接種をご検討ください。春開始接種の詳細は広報5年4月15日号および市HPをご覧ください。

◆9月実施の集団接種

予約開始日時 9月8日(金)午前9時から

接種日時 9月23日(土)祝正午~午後5時

会場 わくわく健康プラザ

対象者 3~7回目の秋開始接種用の接種券をお持ちの満16歳以上の方

使用するワクチン ファイザー社製1価ワクチン(XBB.1.5)

予約方法 ①集団接種予約サイトでのウェブ予約

②市コールセンターへの電話による代行予約



集団接種予約サイト

◆秋開始接種用の接種券

市では、秋開始接種用の接種券を新たに発送します。秋開始接種用の接種券では、白い封筒および予防接種済証(右図参照)に「秋開始接種用」と印字されています。接種を受けられる方は、必ず「秋開始接種用」の接種券をご持参ください。なお、これまでに発送した3回目~6回目の接種券をお持ちの方(未接種の方は)、破棄をお願いします。

■秋開始接種の接種券発送スケジュール

前回接種を5月8日~31日に行った方には9月6日(水)、6月1日~15日に行った方には9月8日(金)に秋開始接種用の接種券を発送予定です。

※接種券の到着まで1週間程度かかる場合があります。

また、令和5年春開始接種を未接種の方の秋開始接種用の接種券は、9月11日(月)の週以降に発送予定です。その他の方は、前回の接種時期をもとに順次発送予定です。詳細は市HPまたは広報紙でお知らせします。



新型コロナウイルスワクチンを受けられます。費用負担はありません。接種を受けるときは、この用紙と予防接種券を忘れずにお持ちください。

この用紙は、あなたが7回目のワクチン接種をした事実を証明する大事な書類ですので、接種後、大切に保管してください。

【秋開始接種用】
Certificate of Vaccination for COVID-19

あなたの接種券番号: _____

7回目	接種年月日	接種場所	接種券番号
6回目	接種年月日	接種場所	接種券番号
5回目	接種年月日	接種場所	接種券番号
4回目	接種年月日	接種場所	接種券番号
3回目	接種年月日	接種場所	接種券番号
2回目	接種年月日	接種場所	接種券番号
1回目	接種年月日	接種場所	接種券番号

※ *が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録簿、接種証明書等によって証明されます。

図 封筒および予防接種済証

新型コロナウイルス感染症相談窓口 ~まずは電話で相談を~

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談 ※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

●東京都新型コロナ相談センター ☎0120・670・440 (毎日24時間受付)

●東京都多摩小平保健所 ☎042・450・3111 (土曜・日曜日、祝日を除く午前9時~午後5時受付)

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円）の申請をお忘れなく

関市重点支援給付金コールセンター ☎042・470・7863
(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対し、1世帯当たり3万円を支給します(1世帯1回限り)。

令和5年度住民税均等割非課税世帯と家計急変世帯が支給対象です。受付期間を過ぎると給付金を受給できなくなりますので、対象となる世帯でまだ提出されていない方は忘れずに提出してください。申請書の入手方法など、詳細は市☎をご覧くださいか、コールセンターまでお問い合わせください。

※この給付金は、法令により非課税および差押禁止の取り扱いになります。

◆支給対象世帯

①令和5年度住民税均等割非課税世帯

基準日(5年6月1日)時点で、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税である世帯

※次に当てはまる場合は支給対象外です。

- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合
例＝親(課税)に扶養されている大学生(非課税)の単身世帯、子(課税)に扶養されている両親(非課税)の世帯など
- ・5年4月に就職し、親(課税)の扶養から外れた新社会人(非課税)の単身世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合

■配偶者からの暴力(DV)等により避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方で、事情により5年6月1日以前に東久留米市に住民票を移すことができなかった方についても受給できる場合がありますので、コールセンターまたは、申請・相談受付窓口(市役所1階南出入口横特設ブース)までご相談ください。



市☎

②家計急変世帯

予期せず4年10月～5年9月までの家計が急変し、同一世帯に属する者全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※以下の理由による減収は、予期しない減収の要件に該当しません。

- ・定年退職による減収
- ・年金が支給されない月の減収
- ・事業活動に季節性があるものなどの通常収入を得られる時期以外の減収

◆申請方法(右表参照)

■申請受付期間

10月31日(火)まで(必着)

申請書を市に提出後、審査を経て支給となる場合は、振込日を記載した決定通知書を送付します。

■郵送の場合の送付先

〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1
重点支援給付金担当宛て

※「住民税非課税世帯」か「家計急変世帯」のどちらでの申請書類かを明記して送付してください。

表 申請方法

対象世帯	申請方法	
非課税世帯で、市から「東久留米市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給について(同意書)」が届いた世帯	申請不要	同意書の内容をご確認ください。支給辞退の連絡をされなかった方は、振り込まれます。
非課税世帯で、市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(住民税非課税世帯分)確認書兼申請書(請求書)」(以下、「申請書」)が届いた世帯	申請書などを返信用封筒で郵送	対象要件に合致していることをご確認いただき、給付対象となる場合のみ、申請書や必要書類などを同封の返信用封筒により提出してください。
・非課税世帯で、令和5年1月2日以降の転入者を含むなど、令和5年度市民税の情報が市で確認できない世帯 ・家計急変世帯	申請書などを入手の上、窓口または郵送で提出	申請書を入手し、必要事項を記入の上、必要書類を揃えて、申請・相談受付窓口(市役所1階南出入口横特設ブース)にご提出ください。来庁が困難などにより郵送での申請を希望する方は、申請書や必要書類などを送付先へお送りください。

身のまわりの防災対策を見直しましょう

関防災防犯課 ☎042・470・7769

関東大震災から100年

甚大な被害をもたらした関東大震災から、9月1日で100年が経ちます。この機会に、身の周りの防災対策について考え、見直しましょう。また、地域で行われている防災訓練や防災イベントなどにも積極的に参加しましょう。



総合防災訓練を実施します

前回の様子

市では、多摩地域に直下地震が発生したことを想定し、総合防災訓練を実施します。市民の皆さん、市、防災機関が力を合わせ、災害を乗り越える訓練です。

防災関係の展示やはしご車搭乗体験など、市民の皆さんに体験いただけるブースなどもございます。ぜひ会場にお越しください。

日 10月22日(日)午前9時～正午 場 ▼メイン会場(関係機関連携訓練等)＝滝山公園 ▼医療救護所開設訓練＝わくわく健康プラザ
他 詳細は広報5年10月15日号でお知らせします

日常備蓄のススメ



日頃から使用している日用品や食料を多めに備える「日常備蓄」という備蓄法があります。災害時でも使い慣れているものや食べ慣れている食事をする事ができるため、安心感を得られる利点があります。

また、成人が活動するのに必要な飲料水の量は1日約3ℓです。保存水や飲料水の汲み置きが大切です。水の備蓄も見直しましょう。

災害時の断水に備えましょう



大規模な震災が発生した際は、断水になる可能性もあるため、日頃からの備えが必要です。

◎災害時給水ステーション

災害などにより断水した際に水を配布する「災害時給水ステーション」は、市内に2カ所あります。給水する場合は水を入れる清潔な容器(ポリタンクなど)をご持参ください。

◎市内の災害時給水ステーション(詳細は都水道局☎をご覧ください)
▼南沢給水所(南沢3-9-21) ▼滝山給水所(滝山6-1-1)



都水道局☎

長寿をめざして！いきいき長寿大会を開催します

☎福祉総務課高齢者福祉係
☎042・470・7749

100歳以上の方と
卒寿の方へ

市では、市内在住で令和5年度中に、100歳以上である方と卒寿(90歳)を迎える方に、記念品を贈呈します。
記念品は9月15日(金)～21日(木)に地区の民生委員がご自宅へお届けする予定です。
☎対象の方には別途、記念品贈呈に関するはがきを送付します



前回の様子

9月18日(月・祝)は「敬老の日」。長年にわたり社会に貢献してこられた高齢者の皆さんの長寿を心からお祝いします。これからも健康で、明るく楽しい日々を過ごしていただくとともに、これまで培ってきた知識や経験を、ぜひ社会に役立てていただきたいと願い、「いきいき長寿大会」を開催します。
☎9月16日(土)午前10時～午後0時20分☎生涯学習センター☎▼第1部＝祝賀式典▼第2部＝アトラクション(大江戸ダンス、マジック、詩吟、和太鼓、日本舞踊、童謡、みんなで歌いましょう)☎市内在住の75歳以上の方☎混雑状況に応じて、入場を制限する場合があります☎▼記念品あり▼手話通訳あり▼主催は市、社会福祉協議会、同実行委員会。協力は市文化協会☎当日会場

教えて！介護と予防 9月は、世界アルツハイマー月間です

アルツハイマー型認知症は、認知症の一番多い原因疾患です

認知症は、誰でもかかる可能性のある脳の病気であり、いろいろな原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで、認知機能が低下し、さまざまな生活のしづらさが現れる状態を指します。また、認知症の原因となる疾患の内訳には、主に「アルツハイマー型認知症」「血管性認知症」「レビー小体型認知症・パーキンソン病による認知症」の3つがあり、もっとも多いのが「アルツハイマー型認知症」です。

日本は世界一の長寿国です。認知症と共に生きる高齢者の人口は今後も増加し、2025年には高齢者の5人に1人、国民の17人に1人が認知症になるものと予測されています。

市では、認知症の進行に応じて「いつ」「どこで」「どのような医療や介護サービス」が受けられるのかといった「ケアの流れ」を記した「東久留米市知って安心認知症ガイドブック」を作成し、市介護福祉課および地域包括支援センターで配布しています。

また、「東久留米市認知症高齢者等みまもり事業」として、介護者などに対して、迷い人の可能性がある認知症高齢者などを発見または保護した方とインターネット上で通信することができる「みまもりシール」を交付しています。利用には申請が必要です。詳細は、市☎をご覧ください。

☎介護福祉課地域ケア係☎042・470・7777(内線2501～2503)



「東久留米市知って安心認知症ガイドブック」の表紙

認知症サポーター「ステップアップ講座」

認知症サポーター養成講座をすでに受講した方を対象に、地域で認知症の方や家族を支えるための活動について、一緒に考える2日間の講座です。認知症サポーターから一歩進んで活動してみませんか。

☎会場下表のとおり☎講話、グループワークなど☎すでに認知症サポーター養成講座を受講した市民の方☎先着50人程度☎

9月1日(金)から電話で在住地域を担当する地域包括支援センター(東部地域包括支援センター☎042・428・7788、中部地域包括支援センター☎042・451・5121、西部地域包括支援センター☎042・472・0661)へ☎介護福祉課地域ケア係☎042・470・7777(内線2501～2503)

表 講座の日時と場所

	日時	場所
1日目	10月6日(金) 午後2～4時	市民プラザホール(市役所1階)
2日目	10月20日(金) 午後2時～4時	▼東部地域包括支援センター担当地域在住の方(上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山)＝東部地域センター講習室▼中部地域包括支援センター担当地域在住の方(学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～三丁目・南町)＝中央町地区センター第3・4会議室▼西部地域包括支援センター担当地域在住の方(前沢四・五丁目・滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生)＝西部地域センター第2・3講習室

認知症介護者家族会

認知症の方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていませんか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。9月は中部・西部地域包括支援センター主催です(東部地域包括支援センターは10月に開催します)。事前にお申し込みの上ぜひご参加ください。

◎中部地域にお住まいの方

☎対象地域学園町・ひばりが丘団地・本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～三丁目・南町☎☎9月11日(月)午後1時15分～2時半。中央町地区センター第1会議室☎☎中部地域包括支援センター☎042・470・8186または☎042・451・5121

◎西部地域にお住まいの方

☎対象地域前沢四・五丁目、滝山・下里・柳窪・野火止・八幡町・弥生☎☎9月25日(月)午後1時15分～2時半。西部地域センター第2講習室☎☎西部地域包括支援センター☎042・472・0661



新たに年金生活者 支援給付金を 受け取る方は 請求を

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。新たに受け取る場合は請求書の提出が必要で、以下の要件をすべて満たしている方▼65歳以上▼同一世帯全員の市民税が非課税▼年金収入額とその他の所得額の合計が87万8900円以下▼

①老齢基礎年金を受給中で、以下の要件をすべて満たしている方▼65歳以上▼同一世帯全員の市民税が非課税▼年金収入額とその他の所得額の合計が87万8900円以下▼

日本年金機構から9月頃に請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください▼新たに年金を受給する方II年金の請求手続きと併せて年金事務所または市保険年金課(市役所1階)で請求手続きをしてください▼



新しい国民健康保険 被保険者証の送付

現在の国民健康保険被保険者証(以下、「保険証」)の有効期限は9月30日までです。10月1日から使用する新しい保険証(黄色)を9月中に送付します。新しい保険証は各世帯分をまとめて、世帯主宛てに簡易書留で郵送します。

新しい保険証の有効期間10月1日～7年9月30日 ※生年月日などにより有効期間が短い場合があります。

※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断するなど個人情報に留意の上、ご自身で破棄してください。 ◎マイナンバーカードが健康保険証などとしてご利用できません

医療保険のオンライン資格確認が3年10月より本格

固定資産税の 現況調査(土地)

市では、来年度の固定資産税・都市計画税の課税に当たり、9月～12月頃、土地の利用状況の調査を行います。

調査は、市職員が市内全域を自転車で巡回し、更地だった土地に家屋が建築されるといった土地の利用状況の変化などについて、主に目視で確認します。

※市職員は調査時に「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

土地・家屋の所有者 が亡くなられた際の 手続き

賦課期日(毎年1月1日)までに土地・家屋の所有者が亡くなられた場合、その土地・家屋の現所有者の方(相続人など)は、相続登記されるまでの間「固定資産現所有者申告書」の手続きが必要で、

申告は、現所有者であるご本人が行う必要があり、3ヵ月以内に行う必要があります。なお、所有権移転登記が完了している場合は、申告は不要です。

◎相続登記申請の義務化 6年4月1日から、相続などにより不動産の取得を知ったから3年以内に登記の申請をすることが義務となります。また、6年4月1日より前の相続でも、未登記であれば義務化の対象となります。この場合は、法律の施行日から3年以内

法律の施行日から3年以内

新しい乳・子・青医療証の送付

現在、乳幼児医療費助成(乳)・義務教育就学児医療費助成(子)・高校生等医療費助成(青)の医療証をお持ちで、現況届が提出不要の方または提出済みの方に、10月1日から使用する医療証を9月下旬に送付します。

なお、現況届の提出が必要な方には、既に書類を送付しているため、お早めにご提出ください。

■所得超過の方

①・②には所得制限があります。5年度から所得超過により資格が消滅する方には、受給資格消滅通知書を9月下旬に送付します。

■新たに受給対象となる方

これまで所得超過のため①・②の対象外の方で、5年度に対象となる方(所得制限限度額は右表1～3参照)は9月中に必要な書類を児童青少年課窓口(市役所2階)または郵送で申請してください。

必要書類 申請書(市HPから取得または児童青少年課窓口で配布)・対象児童の健康保険証の写し

同課助成支援係 ☎042・470・7736

表1 ①・②医療証 所得制限限度額表

※10月以降は5年度(4年分)所得で判定

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

※「所得」とは▼給与収入のみの方=源泉徴収票の「給与所得控除後の金額-10万円」▼自営業者等で確定申告をしている方=確定申告書の「所得金額」の「合計」の額

※配偶者控除(同一生計配偶者)を受けている場合は扶養親族等の数に含みますが、配偶者特別控除に該当する配偶者は扶養親族等の数に含みません。

※年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に含みます。

表2 所得制限限度額に加算する金額

扶養親族等の数が5人以上の場合	1人につき38万円
老人扶養親族	1人につき6万円
70歳以上の同一生計配偶者	1人につき6万円

表3 所得額から控除できる金額

社会保険料相当額	一律8万円
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除	相当額
障害者控除額	(普通)27万円(特別)40万円
寡婦控除額	27万円
ひとり親控除額	35万円
勤労学生控除額	27万円

児童扶養手当を 振り込みます

7月～8月分の児童扶養手当を指定預金口座へ振り込みます。



(9年3月31日まで)に登記を必要とあります。 課税課土地資産税係 ☎042・470・7726、または 家屋資産税係 ☎042・470・7727

学校給食費の納め忘れはありませんか

市立小学校では、保護者の皆さんから納入される給食費で安全な食料を購入し、衛生的な調理を行い、児童へ栄養バランスの取れた学校給食を提供しています。

給食費の滞納が累積すると、給食を提供するために必要な食料の購入費用が足りなくなり、提供する給食の質が低下するなどの支障をきたす恐れがあります。

学校給食費は納め忘れがないよう、納入にご協力をお願いいたします。 なお、納入が困難な場合は、在校する小学校へご相談ください。 学務課保健給食係 ☎042・470・7779



東久留米市救急情報シートをご活用ください



市HP

表 地域包括支援センター担当地域

お住まいの地域	問い合わせ先
上の原、金山町、神宝町、氷川台、大門町、小山、東本町、新川町、浅間町	東部地域包括支援センター ☎042・473・9996 ☎042・428・7788(本部)
本町、幸町、中央町、南沢、学園町、ひばりが丘団地、南町、前沢一～三丁目	中部地域包括支援センター ☎042・470・8186 ☎042・451・5121(本部)
前沢四・五丁目、滝山、野火止、八幡町、柳窪、弥生、下里	西部地域包括支援センター ☎042・472・0661



東久留米市救急情報シート

就学援助費の入学前支給

市では、経済的な理由などによって、公立小・中学校でかかる費用が大きな負担となっているご家庭に対して、教育費の一部を援助して...

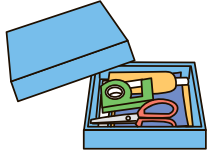
住環境

9月3日(日)～9日(土)は救急医療週間

厚生労働省と総務省消防庁は、救急医療と救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的として、毎年「救急の日」の9月9日を含む一週間を救急医療週間と定めています。

家庭ごみ有料指定袋減免申請受け付け

9月8日(金)から、減免対象世帯に対し、10月～6年9月分の市が指定するごみ袋(燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチック用)を配布します。



申請受付期間 10月2日(月)～6年1月12日(金)
支給予定日 6年2月27日(火)
問 学務課学事係 ☎042・470・7779

※混雑を防ぐため、一世帯一人での来庁をお願いします。また、住所別に日程を割り当てていますが、都合がつかない場合は他の日程にご来庁ください(事前のごみ対策課への連絡は不要です)。

表 家庭ごみ有料指定袋減免申請 受付日程・会場など

Table with 4 columns: 日程, 受付時間, 受付会場, 対象地域など. It lists application dates and locations for trash bag fee exemption.

要です。
●生活保護受給世帯
●身体障害者手帳1・2級の者が属する非課税世帯
●愛の手帳1・2度の者が属する非課税世帯
●精神障害者保健福祉手帳1級の者が含まれる非課税世帯
●児童扶養手当または特別児童扶養手当受給世帯
●高齢福祉年金受給世帯

民有地のハチ対策

市では、個人の住宅や管理者が居る集合住宅など、民有地にできたハチの巣の駆除は行っていません。ハチは、特に手入れ不足の庭木などに多く巣づくりをします。ハチの巣を取り除くときは、アシナガバチは攻撃性が少ないので、薬局などでハチ専用の駆除スプレーを購入してください。



●ハチの巣を取り除くときは、アシナガバチは攻撃性が少ないので、薬局などでハチ専用の駆除スプレーを購入してください。

お知らせ
パブリックコメント
募集
●東久留米市子ども家庭センター開設計画(素案)
市では、児童福祉法の改正を受け、子育て世帯に対する包括的な支援体制として子ども家庭センター開設の検討をしてみました。

●東久留米市マンション管理適正化推進計画(素案)
市では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、地方公共団体が地域の実情等に応じてマンションの管理適正化を効果的に推進できるように、マンション管理適正化推進計画を作成することができるとされたことを踏まえ、東久留米市マンション管理適正化推進計画(素案)をとりまとめました。

交通安全のつどい・交通安全パレード
9月21日～30日に行われる「秋の全国交通安全運動」の一環として、「交通安全のつどい・交通安全パレード」を実施します。
9月18日(月・祝)午後1時半～4時
場▼交通安全のつどい=市役所屋外ひろば▼交通安全パレード=市役所前～東久留米駅
●第一部=交通安全のつどい・式典(主催者挨拶、来賓者挨拶、TBSアナウンサー、一日警察署長委嘱・挨拶)
●第二部=交通安全のつどい・アトラクション(学習院大学応援団吹奏楽部による演奏・演技、交通安全教室)
●第三部=交通安全パレード(市役所前から駅までを往復)
問 田無警察署交通総務係 ☎042・467・0110

お知らせ
●駆除業者の紹介
市では、協定を結んだ市内の駆除業者を紹介しています。
●駆除費用は自己負担です。依頼する場合は、複数の業者から見積もりを取り、ご検討ください。
●環境政策課生活環境係 ☎042・470・7753

●東久留米市マンション管理適正化推進計画(素案)
市では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律の改正により、地方公共団体が地域の実情等に応じてマンションの管理適正化を効果的に推進できるように、マンション管理適正化推進計画を作成することができるとされたことを踏まえ、東久留米市マンション管理適正化推進計画(素案)をとりまとめました。

《共通事項》
電話や来庁による口頭でのご意見は受け付けできません。お寄せいただいたご意見は、個人情報を除いた上で要約し、後日、市庁で公開します。ご意見の返却や個別の回答は行いません。
●第3次教育振興基本計画懇談会委員募集
「第3次教育振興基本計画(素案)に対するご意見を伺うため、市民委員を募集します。」

●懇談会開催日時・場所
9月27日(水)午前10時～正午、市役所7階701会議室
●懇談会開催日時・場所
9月27日(水)午前10時～正午、市役所7階701会議室
●懇談会開催日時・場所
9月27日(水)午前10時～正午、市役所7階701会議室

住宅・土地統計調査にご協力ください

調査の目的が統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査です。住宅の建て方や世帯構成について調査し、耐震や防災を中心とした都市計画の策定、空き家対策条例の制定などに幅広く使われます

調査の基準日10月1日(日) 調査の対象無作為に抽出した地域に居住している世帯調査の方法8月下旬から調査員が調査準備のために市内を巡回し、9月下旬から調査をお願いする世帯に調査書類を配布します

回答方法インターネットで回答、または紙の調査票を郵送でご返送ください

他 調査員は調査員証を携帯していますので、ご確認ください



総務省統計局

職員募集

学童保育所 会計年度任用職員

①児童厚生指導員(会計年度任用職員・専門職(育休代替職員含む)) 勤務時間月曜～土曜日、月12.4時間、午前8時15分

午後7時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務内容学童保育所における児童の育成支援など

応募資格保育士、社会福祉士、学校教員免許法第4条に規定する免許のいずれかの有資格者、または放課後児童支援員認定資格研修を修了した者もしくは受講資格を持つ者

報酬月額21万2880円

応募書類市販履歴書(写真貼付) 資格証明書の写し 児童厚生指導員として仕事をすると大切にしたいことについて考えや意見を原稿用紙で8000字以内にとめた小論文

※育休代替職員を希望する場合は、その旨を履歴書に記載してください

募集人数若干名(育休代替職員は1人)

②児童厚生員(会計年度任用職員・アシスタント職) 勤務時間月曜～土曜日、月75時間程度、午前8時15分～午後6時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

勤務内容学童保育所における児童の育成支援の補助など

返却しません 他 祝日および年末年始(12月29日～1月3日)は勤務日を含めません

相当額と期末手当の支給は別途市の規定により支給します

除の加入あり 9月12日(火)まで(閉庁日時を除く)に、応募書類を直接児童青少年課児童青少年係(市役所2階)へ持参を

書類選考後、面接の上決定

◎募集説明会 9月6日(水)午前11時から(30分～1時間程度) 場内学童保育所について、児童厚生指導員(会計年度任用職員)専門職および児童厚生員(会計年度任用職員)アシスタント職の仕事の内容、応募資格、現在の募集状況などについて

対児童厚生指導員および児童厚生員の仕事に興味のある方

申当日会場 同係042・470・7735

9月は食生活改善 普及運動月間

5年度は「栄養成分表示を活用して食塩マイナスイオン」を取り組みます

減塩 醤油 味噌 塩

多摩小平保健所では、リーフレット「栄養成分表示を活用しよう」を公開中です

同係042・450・3111

同係042・450・3111

シルバー人材センター 市内在住で原則60歳以上の健康で働く意欲のある方を募集

説明会にお越しください

9月20日(水)午後1時～4時の間で1時間程度

同係042・475

同係042・475

千代田区立神田一橋中学校通信教育課程生徒募集

選考日12月2日(日) ①昭和21年3月31日以前

の尋常小学校卒業および国民学校初等科修了の方で、高等学校に入学資格がない方

②都内在住・在勤の満65歳以上(令和6年4月1日現在)の方で、戦後の混乱の影響等により中学校で十分に学ばなかった方

※詳細はお問い合わせください

申10月2日(月)～11月17日(金)に(必着、出願書類(同校で配布)を〒101-0003、千代田区一ツ橋2-16-14、神田一橋中学校宛て郵送または直接同校へ持参を

同校03・3265・5961

学校支援サポーター 募集

公益財団法人東京都教育支援機構が運営する人材バンクシステムでは、市内の公立学校での活動を支援するサポーター(有期労働、パートタイム、有償・無償ボランティア)を募集

「市民伝言板」(後期分)を受け付けます

広報ひがくるめ「市民伝言板」の後期分(10月15日号～6年4月1日号)の受け付けを開始

※掲載にあたって条件などの注意事項があります

9月1日(金)午前8時半から、所定の申込用紙に記入の上、直接秘書広報課広報係(市役所4階)へ持参を

先着順で受け付けます(郵送、電話、FAX、での申し込みはできません)

※申込用紙は、同係または市HPの「申請書ダウンロード」から取得

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708

同係042・470・7708